

自然災害により被災された皆さまへ

2025年1月

自然災害により被災された皆さまへのお借入れに関するお取扱いについて

「令和4年8月3日からの大雨による災害等」により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当行は「令和4年8月3日からの大雨による災害等」により被災された皆さまの災害復旧にお役立ちするため、各種商品をご用意しておりますので、お知らせいたします。

また、お借入中の事業資金・住宅ローン等について返済条件変更等のご相談も承ります。詳しくは、お取引店または最寄りの営業店までお問合せください。

1. 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

- ・「令和4年8月3日からの大雨による災害等」で被害に遭われた個人のお客さまにつきましては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の適用が可能になりました。
- ・事業資金や住宅ローン等のお借入れの返済が困難となった場合には、本ガイドラインの利用により、債務の免除や減額を申し出ることができます。
※ガイドラインの利用につきましては、一定の要件がございます。
詳しくはお取引店または最寄りの営業店まで連絡ください。
- ※今般の「令和4年8月3日からの大雨による災害等」以降に、新たにお借入されたお客さまには、当該ガイドラインによる債務の免除や減額が出来ない場合がございますのでご注意ください。

2. 火災保険に関するご相談について

- ・保険金の請求に関するご相談等は、ご加入している保険会社の対応窓口までご連絡ください。

保険会社	電話番号
・ 損害保険ジャパン	0120-727-110（事故サポートセンター）
・ 東京海上日動火災(株)	0120-119-110（東京海上日動安心 110 番） 受付時間：24 時間 365 日対応
※ご加入している保険会社が不明なお客 さまの窓口 ・ 自然災害損保契約照会センター	0120-501331（フリーダイヤル：通話料無料） 受付時間：平日 9：15～17：00 （祝日・年末年始を除く）

3. その他融資に関するご相談について

- ・ お借入れ中の事業資金・住宅ローン等について返済条件変更等のご相談を承ります。

【お問合せ先】

電話窓口	電話番号
【法人・個人事業者向け】 ・ お取引の営業店	店舗一覧からご確認ください。
【個人ローンのご相談】 ・ お取引の営業店 ・ ローンプラザ・ローンデスク	店舗一覧からご確認ください。